

第36問【解答例】

第1欄

番号	正しい説明
③	登記官は、Aが本件申請の登記義務者であることを確認した
	公証人の認証の内容を相当と認めない場合には、登記官から
	Aに対して、事前通知がなされます。

第2欄（甲土地）

(1)

(2)

(3)

登記の目的	1番所有権登記名義人住所変更	共有者全員持分全部移転（3番仮登記の本登記）	登記不要
申請原因及びその日付	令和2年8月8日住所移転	令和7年6月3日売買	
上記以外の申請事項等	変更後の事項 共有者Aの住所 高崎市栄町9番地1 申請人 A	権利者 C 義務者 A 亡B相続人D 亡B相続人 I	
添付情報	シ（Aのもの）	ア、オ、タ、サ（A、D、Iのもの）、 シ（Cのもの）、ソ	
登録免許税額	金1,000円	金20,000円（登録免許税法第17条第1項）	

第3欄（乙土地）		(1)	(2)	(3)
登記の目的		2番付記1号抵当権の債権質入抹消	1番貸借権移転	2番抵当権移転
申請 事項等	登記原因 及びその日付 上記以外の 申請事項等	令和7年6月30日弁済 権利者 Y 義務者 株式会社みずさわ銀行	令和7年7月4日売買 権利者 株式会社空 義務者 Y	令和7年7月4日債権譲渡 権利者 株式会社空 義務者 Y
添付情報		ウ、ケ、ス	イ、キ、セ、チ（X、株式会社空のもの）	エ、ク、セ、チ（株式会社空）
登録免許税額		金1,000円	金160,000円	金15,200円